

平成二十五年法律第五十五号

大規模災害からの復興に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 復興対策本部及び復興基本方針等

第一節 復興対策本部（第四条～第七条）

第二節 復興基本方針等（第八条・第九条）

第三章 復興のための特別の措置

第一款 復興計画に係る特別の措置

第二款 復興計画の作成等（第十一条～第十二条）

第三款 復興一体事業（第二十一条～第二十七条）

第四款 復興計画の実施に係る特別の措置（第二十八条～第三十八条）

第五章 罰則（第三十九条～第四十条）

第六章 都市計画の特例（第四十一条～第四十二条）

第七章 総則（第四十三条～第五十二条）

（目的）

**第一条** この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定大規模災害 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

二 復興基本方針 政府が定める特定大規模災害からの復興のための施策に関する基本的な方針であつて、第八条の規定により定められたものをいう。

三 復興計画 市町村が作成する特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の事業の実施を通じた当該地域の復興に関する計画であつて、第十条の規定により作成されたものをいう。

四 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

五 特定公共施設 道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

六 公益的施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

七 特定業務施設 事務所、事業所その他の業務施設で、特定大規模災害を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の復興、当該区域の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。

八 一団地の復興拠点市街地形成施設 前号に規定する区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設をいう。

九 特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。

一〇 災害復旧事業 公共土木施設灾害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。

（基本理念）

大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経渋の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地城づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとする。

ため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかるわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができ

る。

内閣総理大臣は、本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに告示しなければならない。

（本部の組織）

本部の長は、復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣）をもって充てる。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

本部に、復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）、復興対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

副本部長は、国务大臣をもって充てる。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が二人以上置かれている場合には、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣

二 副大臣若しくは大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一

四 本部員及び委員は、関係地方公共団体の長又

五 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

六 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

七 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

八 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

九 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一〇 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一一 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一二 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一三 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一四 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一五 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一六 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一七 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一八 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一九 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

二〇 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

二一 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

二二 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

二三 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

ため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかるわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。（本部の所掌事務）

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 復興基本方針の案の作成に關すること。

二 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長との他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に關すること。

三 復興基本方針に基づく施策の実施の推進に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

五 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聽かなければならぬこと。

六 条款 本部に、復興対策委員会を置く。

復興対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

二 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聽かなければならぬこと。

三 復興対策委員会の設置等

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

五 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聽かなければならぬこと。

六 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聽かなければならぬこと。

七 条款 本部に、復興対策委員会を置く。

復興対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。

二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。

三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合は、委員長及び委員二十人以内をもつて組織する。

四 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

五 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

六 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

七 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

八 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

九 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一〇 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一一 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一二 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一三 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一四 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一五 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一六 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一七 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一八 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

一九 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

二〇 委員長及び委員は、内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地

- 一 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項

二 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他の当該特定大規模災害からの復興に関する基本となるべき事項

四 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関する必要な事項

六 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、復興基本方針を公表しなければならない。

七 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、復興基本方針を変更しなければならない。

八 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による復興基本方針の変更について準用する。

九 都道府県復興方針

第十条 特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

十一 都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項

二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針

三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他の当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関する必要な事項

五 都道府県知事は、都道府県復興方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならぬ。

<p><b>第十九条</b> (復興計画) 次の各号に掲げる地域のいづれかに該当するときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>
<p><b>第二十一条</b> 都道府県知事は、都道府県復興方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県復興方針について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p>
<p>都道府県知事は、都道府県復興方針の策定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私との団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>第三項から前項までの規定は、都道府県復興方針の変更について準用する。</p>
<p><b>第三章 復興のための特別の措置</b></p> <p><b>第一節 復興計画に係る特別の措置</b></p> <p><b>第一款 復興計画の作成等</b></p>

- 二、復興計画の区域（以下「計画区域」といふ。）

三、復興計画の目標

当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したもの）をいう。以下「土地利用方針」という。その他当該特定大規模灾害からの復興に関して基本となるべき事項

四、第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ、市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）

ロ、土地改良事業（土地改良法（昭和四十年法律第二百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）

ハ、復興一体事業（第二十二条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）

二、集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国との財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第二百三十二号）以下「集団移転促進法」という。）

第三条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）

ホ、住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。）

ヘ、都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業

ト、小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の団地住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。）の整備に関する事業

チ、津波防護施設（津波防災地域づくりに關する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業

リ、漁港漁場整備事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三

十七号) 第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。)

又 保安施設事業 (森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。)

ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業 (地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地 (宅地造成に関する工事が施行された宅地をいふ。)において、再度災害を防止するためを防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。)

ル 液状化対策事業 (地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。)

ワ 地籍調査事業 (地籍調査 (国土調査法 (昭和二十六年法律第二百八十号) 第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。)において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。)

力 イからまでに掲げるものほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

五 復興整備事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

六 復興計画の期間

七 その他復興整備事業の実施に関する事項

3 前項第四号に掲げる事項には、特定被災市町村 (当該特定被災市町村が特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合 (以下「共同作成の場合」という。) にあつては、当該特定被災市町村及び特定被災都道府県。以下「特定被災市町村等」という。) が実施する事業に係るものと記載するほか、必要に応じ、特定被災市町村等以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。

4 特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。（復興協議会）

**第十一條** 特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に關し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。  
一 特定被災市町村の長（以下「特定被災市町村長」という。）

二 特定被災都道府県の知事（以下「特定被災都道府県知事」という。）

三 特定被災市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 國の関係行政機關の長

二 その他特定被災市町村等が必要と認める者

4 特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行ふ場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

二 次条第一項第二号に定める事項に係る同条第一項の協議（国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣

三 次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）に係るもののうち、その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣

四 次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議（当該事項に關し密接な關係を有する者として農林水産省令で定める者通大臣

五 次条第一項第七号に定める事項（都

五 次条第一項第六号に定める事項に係る同条

六 第二項の協議 森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）及び林業

等を管轄する森林管理局長並びに農林水產

大臣 次条第一項第七号に定める事項（森林法第二条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第三項の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 農林水產大臣

七 次条第一項第八号に定める事項（級河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川をいう。次

条第三項第十一号及び第五十一条第一項において同じ。）の河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 農業委員会（農業委員会等に關する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村においては、市町村長。第十三条第八項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会（農業委員会等に關する法律第三条第一項ただし書又は第五号において同じ。）その他当該事項に關係する者その他の同項の政令で定める者

八 第十三条第一項の協議 農林水產大臣

九 第十三条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議 國土交通大臣

十 第十三条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議 環境大臣

十一 第十三条第四項第三号に掲げる事項（都

市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第十三条第五項又は第七

项の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者

十二 第十三条第四項第三号に掲げる事項（都

市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取をする者

十三 第十三条第四項第一号に掲げる事項（都

市計画法第三十二条第一項の同意を要する第七項の協議 当該土地改良事業計画による事業を行う者

十四 第十三条第四項第一号に掲げる事項（都

市計画法第三十二条第二項の協議を要する場

合における許可に關する事項に限る。）に係る第十三条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規定する公共施設を管理することとなる者その他の同項の政令で定める者

十五 第十三条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会（農業委員会等に關する法律第三条第一項ただし書又は第五号において同じ。）その他当該事項に關係する者として農林水產省令で定める者

十六 第十三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（第十三条第八項第六号において単に「都道府県機構」という。）

十七 第十三条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（第十三条第八項第六号から第八号まで

に定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）に

十八 第十六条第四項の規定による会議における協議 土地改良法第八十七条の一第六項に規定する土地改良施設の管理者

十九 第十七条第三項の協議 国土交通大臣

二十 第十八条第三項の協議 国土交通大臣

二十一 第十八条第九項の規定による会議における協議 住宅地地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

二十二 第十九条第二項の規定による会議における協議 農林水產大臣

二十三 第二十条第二項の協議 国土交通大臣

二十四 第一項の協議を行うための会議（以下單に「会議」という。）は、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもつて構成する。

二 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、國の行政機關の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができ

三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更、当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域

五 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地

は、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

9 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

（土地利用基本計画の変更等に關する特例）

第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に關連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号まで

に定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）について、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更

二 当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に關する事項

三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の指定、変更又は廃止、当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

四 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であつて、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止、当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域

五 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域

六 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地



3 農林水産大臣は、前二項の協議に係る土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところによるとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めることとし、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならぬ。

特定被災市町村等は、協議会が組織されてい  
る場合において、復興計画に次の各号に掲げる  
事項を記載しようとするときは、当該事項につ  
いて、国土交通省令・環境省令で定めるところ  
により、会議における協議をするとともに、そ  
れぞれ当該各号に定める者の同意を得なければ  
ならない。ただし、会議における協議が困難な  
場合は、この限りでない。

者)に協議をし、特定被災都道府県知事(第二号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者)の同意を得なければならぬ。ただし、第六号に掲げる事項にあっては、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。

一 第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る) 公共施設管理者

2 11 をいう。以下同じ。内において行う開発行為をいう。)に係る許可に関する事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条に規定する基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

寺登波災都道府県知事は、第七項又は第八項

三 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

（前項第1号に掲げる事項（国立公園（自然公園）の区域、公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。）に係る許可又は届出に関する事項に限る。）環境大臣

三十一条第一項の申請を要する場合における  
許可に関する事項に限る。) 同条第二項に規定  
する公共施設を管理することとなる者その他  
同項の政令で定める者

第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第  
五十九条第六項に規定する公共の用に供する  
施設を管理する者の意見の聴取を要する場合  
における認可又は承認に関する事項に限る)  
当該公設の用途に対する監督と管理に付する。

を記載することができる。

閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号

五  
四  
当該公共の用に供する施設を管理する者  
第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第  
五十九条第六項に規定する土地改良事業計  
画による事業を行う者の意見の聴取を要する場  
合における認可又は承認に関する事項に限  
る。）当該土地改良事業計画による事業を行  
う者  
第五項第四号に掲げる事項  
農業委員会

四 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に関する事項

なければならない。

五 第四項第四号に掲げる事項 農業委員会その他該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

六 第四項第五号に掲げる事項 都道府県機構

七 第四項第六号に掲げる事項 都道府県森林審議会

八 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出に関する事項

もに、特定被災都道府県知事（次項第一号に掲げる事項にあつては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならぬ。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

九条第一項の許可に関する事項（特定漁船者  
道府県が管理する漁港に係るものに限る。）  
十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）  
第三十七条第一項の許可若しくは司業第三項

特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めることにより、あらかじめ、特定被災都道府県知事（次の各号に掲げる事項）あつては、特定被災都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める

特定被災市町村等が公共施設管理者である場合において復興計画に同項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、これらの事項について前二項の同意を得ることを要しない。

第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること。

二 特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**第十四条** 前条第一項又は第二項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項

（当該復興整備事業を実施するため、農地を農地以外のものにし、又は農地を農地にするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該復興整備事業に係る同法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があつたものとみなす。	2 次の表の上欄に掲げる事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る復興整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は承認があつたものとみなす。
前条第四項第一号に掲げる事項	都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可
前条第四項第二号に掲げる事項	都市計画法第四十三条第一項の許可
前条第四項第三号に掲げる事項	都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認
前条第四項第五号に掲げる事項	農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可
前条第四項第六号に掲げる事項	森林法第十条の二第二項の許可
前条第四项第七号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第二三項の許可）	自然公園法第二十条第二十一条の許可
十条第三項の許可に係るものに限る。）	
前条第四項第九号に掲げる事項	漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可
前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条规定第一項の許可に係るものに限る。）	港湾法第三十七条第一項の許可

許可を受けるべき者に対するこれらの許可があつたものとみなす。

するものに限る。以下この条において同じ。)を行うことができる。

促進事業計画をいう。以下この条において同じ。)を定めることが困難である旨の申出を受

4 許可を受けるべき者に対するこれらの許可があつたものとみなす。

5 前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該事項に係る復興整備事業については、同法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

6 前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議に係るものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議があつたものとみなす。

7 前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第三十九項の規定による通知に係るものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知があつたものとみなす。（土地地区画整理事業等の特例）

8 第十五条 第十条第二項第四号イ又はハに掲げる事項には、同条第一項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区（土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百九号）第二条第四項に規定する施行地区又は第二十二条第二項第一号に規定する施行地区をいう。）に含む土地地区画整理事業（同法第二条第一項に規定する土地地区画整理事業をいう。以下同じ。）又は復興一体事業に関する事項を記載することができる。

9 前項の規定により復興計画に記載された土地地区画整理事業（土地地区画整理法第三条第四項の規定により施行するものに限る。）又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十三号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において」とあるのは、「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十五条第一項の規定により同法第十条第一項に規定する復興計画に記載された土地地区画整理事業又は同法第二十一条第一項に規定する復興一体事業に係る土地区画整理事業は」とする。（土地改良事業の特例）

10 第十六条 特定被災都道府県は、復興計画に記載された土地地区改良事業（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この条において同じ。）を行なうことができる。

11 改良法第八十七条の二第一項の規定により行う土地改良事業は、土地改良事業とみなす。この場合において、同条第十項及び第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十八条第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

12 共同作成の場合には、第十条第二項第四号ロに掲げる事項に、特定被災都道府県が復興整備事業として行う土地改良事業に関する事項（土地改良法第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項及び第四項並びに第八十七条の二第三項から第五項までの規定に準じて記載するものに限る。）を記載することができる。

13 第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項及び第四項並びに第八十七条の二第三項から第五項までの規定に準じて記載するときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、協議会が組織される場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては会議における協議をし、協議会が組織されていない場合は会議における協議が困難な場合にあっては、あらかじめ、土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者に協議をしなければならない。

14 第三項に規定する土地改良事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地改良法第八十七条の二第一項の土地改良事業計画が定められたものとみなす。（集団移転促進事業の特例）

15 第十七条 特定被災都道府県は、特定被災市町村から特定集団移転促進事業（復興計画に記載された集団移転促進事業をいう。以下この条において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進

促進事業計画をいう。以下この条において同じ。)を定めることが困難である旨の申出を受



項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人（又は土地改良区等）とあり、及び同法第三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作成しなければ」とする。

前項に規定する復興計画の区域をその区域内に含む特定被災都道府県が国土調査法第六条の三第二項の規定により定める事業計画は、当該復興計画に適合するものでなければならない。

第六項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費は、国の負担とする。この場合において、同項に規定する復興計画の区域をその区域内に含む特定被災都道府県及び特定被災市町村は、政令で定めるところにより、それぞれ当該経費の四分の一を負担する。

二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条及び第二十六条において同じ。）

一 施行地区（施行地区を工区に分ける場合に  
おいては、施行地区及び工区。以下この条及  
び第二十六条において同じ。）

二 復興一体事業の概要

三 事業施行期間

四 資金計画

3 再度災害を防止し、又は軽減することを目的  
とする復興一体事業の事業計画においては、施  
行地区内の再度災害の防止又は軽減を図るため  
の措置が講じられた又は講じられる土地の区域  
における住宅及び公益的施設の建設を促進する  
ため特別な必要があると認められる場合には、  
農林水産省令・国土交通省令で定めるところに  
より、当該土地の区域であつて、住宅及び公益  
的施設の用に供すべきもの（以下「復興住宅等  
建設区」という。）を定めることができる。

4 復興住宅等建設区は、施行地区において再度  
災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公  
益的施設の建設を促進する上で効果的であると  
認められる位置に定め、その面積は、住宅及び  
公益的施設が建設される見込みを考慮して相当  
と認められる規模としなければならない。

5 事業計画においては、環境の整備改善を図  
り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止す  
るし、その他健全な市街地を造成するために必要  
な公共施設（土地区画整理法第一条第五項に規  
定する公共施設をいう。次項において同じ。）  
及び宅地（同条第六項に規定する宅地をいふ。  
以下同じ。）に関する計画が適正に定められ  
なければならない。

6 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地  
区画整理事業に関する都市計画が定められてい  
る場合においては、その都市計画に適合して定  
めなければならない。

7 事業計画の作成について必要な技術的基準  
は、農林水産省令・国土交通省令で定める。

8 土地区画整理法第五十五条第一項から第六項  
までの規定は事業計画を作成しようとする場合  
について、同法第百三十六条の規定は事業計画  
について第一項の認定をする場合について準用  
する。

9 特定被災都道府県知事は、第一項の認定をし  
たときは、遅滞なく、その旨を当該特定被災市  
町村に通知しなければならない。

10 特定被災市町村が前項の規定による通知を受  
けた場合においては、特定被災市町村長は、遅  
く、農林水産省令・国土交通省令で定める

ところにより、当該特定被災市町村の名称、事業施行期間、施行地区その他農林水産省令、国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

ところにより、当該特定被災市町村の名称、事業施行期間、施行地区その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

11 第一項及び第七項から前項までの規定は、第一項の認定を受けた事業計画（この項において「準用する第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のもの。以下「認定事業計画」という。）を変更しようとする場合（農業計画とし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について準用する。

（土地区画整理法の準用）

**第二十二条 土地区画整理法第二百二十七条**（第七号に係る部分に限る。）の規定は、前条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十五条第四項の規定による通知について準用する。

（土地区画整理事業の認可等の特例）

**第二十三条 認定事業計画に係る復興一体事業について**は、第二十二条第一項の認定を土地区画整理法第五十二条第一項の認可と、当該認定事業計画を同項の規定により定められた事業計画にと、第二十二条第十項の規定による公告を同法第五十五条第九項の規定による公告とみなして、同法の規定を適用する。

（農業用排水施設等の管理）

**第二十四条 特定被災市町村は、認定事業計画に係る第二十二条第一項第二号（農業用排水施設等の管理に係る部分を除く。）又は第三号に掲げる事業の工事が完了した場合において、その事業によって生じた農業用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならぬい。**

（特定被災都道府県の技術的援助）

**第二十五条 特定被災市町村は、認定事業計画に係る第二十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事業の工事につき、特定被災都道府県に農用地の改良、開発、保全又は集團化に関し専門的知識を有する職員の必要な援助を求めることができる。**

2 特定被災都道府県は、正当の事由がある場合を除いて、前項の規定による請求を拒んではならない。

（復興住宅等建設区への換地の申出等）

**第二十六条 第二十二条第三項の規定により認定事業計画において復興住宅等建設区が定められる場合**、

たときは、認定事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、特定被災市町村に対する、農林水産省令・国土交通省令で定

たときは、認定事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、特定被災市町村に対し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、土地区画整理法第八十六条第一項の換地計画（第四項及び次条において単に「換地計画」という。）において当該宅地についての換地を復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

前項の申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者がいるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

第一項の申出は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 認定事業計画が定められた場合 第二十二条第十項の規定による公告

二 認定事業計画の変更により新たに復興住宅等建設区が定められた場合 第二十一条第十項において準用する同条第十項の規定による公告

三 認定事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い復興住宅等建設区の面積が拡張された場合 第二十一条第十一項において準用する同条第十項の規定による公告

特定被災市町村は、第一項の申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を復興住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物）農林水産省令・国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

特定被災市町村は、前項の規定による指定又是決定をしたときは、遅滞なく、第一項の申出

をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 特定被災市町村は、第四項の規定による指定

をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(復興住宅等建設区への換地)

7 特定被災市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるとき

は、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十七条 前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を復興住宅等建設区内に定めなければならない。

第三款 復興計画の実施に係る特別の措置

(届出対象区域内における建築等の届出等)

第二十八条 特定被災市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2 特定被災市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の内閣府令で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの  
二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為  
三 国又は地方公共団体が行う行為  
四 復興整備事業の施行として行う行為  
5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。

6 特定被災市町村長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、

その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができ

る。

7 特定被災市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるとき

は、その勧告を受けた者に対し、土地に関する

権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(復興計画のための土地の立入り等)

第二十九条 特定被災市町村等は、復興計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、そ

の必要の限度において、他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち

入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日

前までに、その旨を当該土地の占有者に通知し

なければならない。

3 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、

柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土

地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろう

とする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨

を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者

の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土

地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第

一項の規定による立入りを拒み、又は妨げては

ならない。

(復興計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第三十条 前条第一項の規定により他人の占有す

る土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、

その測量又は調査を行つて当たり、やむを得な

い必要があつて、障害となる植物若しくは垣、

柵その他の工作物(以下「障害物」という)。

伐除しようとする場合は、当該土地に試掘若

しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物

の伐除(以下「試掘等」という)を行おうと

する場合において、当該障害物又は当該土地の

所有者及び占有者の同意を得ることができない

ときは、当該障害物の所在地を管轄する特定被

災市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除

し、又は当該土地の所在地を管轄する特定被災

都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等

を行うことができる。この場合において、特定

被災市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に特定被災都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者にあらかじめ意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は、当該障害物の所在地を管轄する特定被災都道府県知事が許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、特定被災市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ意見を述べようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除し、又は当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいよいよためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないとき

は、特定被災市町村等又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除

することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(復興整備事業のための土地の立入り等)

第三十一条 第十条第六項の規定により公表され

た復興計画に記載された復興整備事業(同条第

二項第四号ル、ヲ又は力に掲げる事業にあつて

は、実施主体が国、都道府県又は市町村である

ものに限る。以下この条、次条及び第三十五条

第一項の規定による復興整備事業」という)の実

施主体(以下この条及び第三十三条から第三十

五条までにおいて単に「実施主体」という)は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることがある。ただし、国、都道府県又は市町村以外の実施主体にあつては、あらかじめ、特定被災市町村長の許可を受けた場合に限り

る。

2 第二十一条第一項又は前条第一項の規定により土地の立入り等に伴う損失の補償)

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係

人の請求があつたときは、これを提示しなけれ

ばならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第三十二条 特定被災市町村等は、第二十九条第

一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定

による行為により他人に損失を与えたときは、

その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 実施主体は、第三十一条第一項、第三十二条

第一項又は同条第二項において準用する第三十

三条第三項の規定による行為により他人に損失を

与えたときは、その損失を受けた者に対する

通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 前二項の規定による損失の補償については、

損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害物を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘等を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する特定被災都道府県知事が許可を受けて当該土地に試掘等を行おうとする場合において、特定被災市町村長が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に特定被災都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除し、又は当該障害物の所有者及び占有者がその場所に

にいよいよためその同意を得ることが困難であ

り、かつ、その現状を著しく損傷しないとき

は、特定被災市町村等又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除

することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除し、又は当該障害物の所有者及び占有者がその場所に

にいよいよためその同意を得ることが困難であ

り、かつ、その現状を著しく損傷しないとき

は、特定被災市町村等又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除

することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

2 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

3 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

4 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

5 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

6 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

7 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

8 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

9 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

10 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

11 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

12 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

13 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

14 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

15 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

16 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

17 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

18 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

19 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

20 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

21 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

22 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

23 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

24 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

25 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

26 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

27 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

28 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

29 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

30 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

31 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

32 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

33 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

34 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

35 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

36 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

37 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

38 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

39 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

40 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

41 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

42 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

43 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

44 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

45 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

46 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

47 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

48 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

49 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

50 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

51 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

52 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

53 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

54 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

55 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

56 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

57 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

58 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

59 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

60 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

61 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

62 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

63 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

64 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

65 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

66 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

67 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

68 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地



該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら次に掲げる都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

一 前条第一項の規定による一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

二 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域に関する都市計画

三 前二号に掲げるもののほか、当該被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画

4 國土交通大臣は、前項の要請を受けた都道府県の知事から同項の必要な措置をとることが困難である旨の申出があり、かつ、同項の都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、同項の被災市町村に代わって自ら当該必要な措置をとることができる。

5 第二項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる都道府県は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第

議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第三節 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行

（漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例）

四十三条 農林水産大臣は、漁港管理者（漁港

6

第一項の規定により農林水産大臣が施行する特定災害復旧等漁港工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、当該費用の額から、自ら当該特定灾害復旧等漁港工事を施行することとした場合に、当該都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

第二項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧等漁港工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合にお

4

第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等砂防工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等砂防工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

この条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又

被災市町村を包括する都道府県は、漁港港湾管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘査して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定災害復旧等漁港工事を施行することができる。

農林水産大臣は、第一項の規定により特定灾害復旧等漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県に代わってその権限を行うものとする。

第二項の都道府県は、同項の規定により特定灾害復旧等漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

に代わって自ら当該特定大規模災害等によつて  
必要を生じた次に掲げる事業に係る砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂  
防工事(以下「特定災害復旧等砂防工事」とい  
う。)を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防  
止に十分な効果が期待できないと認められる  
ためこれと併せて行う新設又は改良に関する  
事業その他災害復旧事業以外の事業であつ  
て、再度災害を防止するため土砂の崩壊その  
他の危険な状況に対処して特に緊急に施行す  
べきもの

国土交通大臣は、前項の規定により特定災害  
復旧等砂防工事を施行する場合においては、政  
令で定めるところにより、同項の被災都道府県  
の知事に代わってその権限を行うものとする。

実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合に代わって自ら当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合が管理する港湾法第二条第五項に規定する港湾施設（同法第五十四条第一項の規定による管理の委託に係るものを除く。）の当該特定大規模災害等によつて必要を生じた次に掲げる事業に係る同法第二条第七項に規定する港湾工事（以下「特定災害復旧等港湾工事」という。）を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる



て、当該被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「海岸管理被災市町村」という。の長又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合（海岸管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該海岸管理被災市町村又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該海岸管理被災市町村の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わって自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することができる。

ろにより、当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7 この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めることにより、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

8 第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項の規定により都道府県が処理することとされているものについては、政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

9 第三項又は第四項の規定により海岸管理者に代わってその権限を行なう主務大臣又は都道府県は、毎年去高工事の箇目につき、

国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災都道府県の知事が白ら当該特定災害復旧等地すべり防止工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めることにより、その全部又は一部を地主支分部局の長に委任することができる。

第二項の規定により都道府県知事に代わつてその権限を行う主務大臣は、地すべり等防止法第六章の規定の適用については、都道府県知事とみなす。

いて、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧下水道工事を施行することとした場合に、国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

第二項の規定により公共下水道管理者又は都下水路管理者に代わってその権限を行う都道府県は、下水道法第五章の規定の適用について、は、公共下水道管理者又は都市下水路管理者しみなす。

(河川法の特例)

主務大臣は、第一項の規定により特定分界線を定めるとともに、同項の海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わってその権限を行うものとする。

知事は、海岸法第五章の規定の適用について、は、海岸管理者とみなす。

**第五十条** 被災市町村を包括する都道府県は、公  
共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律  
第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水  
道管理者をいう。以下同じ。）又は都市下水営  
業管理者（同法第二十七条第一項に規定する都市  
下水道

市 路 示 住 云  
の長から要請があり、かつては当該被災地方公団等の団体における公共土木施設の災害復旧事業による工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興が求められるため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体

第二項の現実二二二、三八〇、三五〇、三三一、二〇二

日本へ渡り、通商の復興の方法を學ぶ。語学も英語と日本語を習う。

の實情不甚詳。一物定一規相應等事項。日後之更正。二の小票。三の二恩。四の二二

月夜の三語特定二井林絶筆  
釋二二の二心裏三三の二又二揭半の事義二系

第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の海岸管理被災地方公共団体又は同項の組合は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理

ときは、その事務の遂行に支障のない範囲内  
で、該當被災都道府県の知事に代わって自ら当  
該特定大規模災害等によって必要を生じた次に  
掲げる事業に係る同法第二条第四項に規定する  
地すべり防止工事（以下「特定災害復旧等地すべ  
り防止工事」という。）を施行することがで

かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら当該被災市町村が管理する公共下水道（同法第二条第三号に規定する公共下水道）をいう。第三項において同じ。又は都市下水路（同条第五号に規定する都市下

等によって必要を生じた際に掛ける事業に係る工事（以下「特定災害復旧等河川工事」という。）を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の吐止に十分な効果が期待できないと認められる

者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が当該海岸管理被災地方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

一 災害復旧事業  
二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関するものである。

2 前項の都道府県は、同項の規定により特定水路をいう。の当該特定大規模災害等によつて必要を生じた災害復旧事業に係る工事（以下「特定災害復旧下水道工事」という。）を施行することができる。

2 ため、これと合併して行う新設又は改良に目する事業

第二項の規定により都道府県知事が施行する特定災害復旧等海岸工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等の

2  
る事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

3 告復旧下水道工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。  
第一項の規定により都道府県が特定災害復旧下水道工事（公共下水道に係るものに限る。）を施行する場合においては、下水道法第二十二

業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災町村の長に代わって自ら準用河川の特定災害旧等河川工事を施行することができる。

海岸工事を施行することとした場合に国が同項の海岸管理被災市町村又は同項の組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該海岸管理被災市町村又は当該組合は、政令で定めるところ

は、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わってその権限を行うものとする。

第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等地すべり防止工事に要する費用は、

4 条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災地方公共交通団体の長に代わってその権限を行なうものとする。

- 4 第一項の都道府県の知事は、同項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村の長に代わってその権限を行うものとする。

5 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等河川工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災地方公共団体の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国が当該被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6 第二項の規定により都道府県知事が施行する特定災害復旧等河川工事については、当該都道府県の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の被災市町村の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7 この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

8 第三項の規定により二級河川若しくは準用河川の河川管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣又は第四項の規定により準用河川の河川管理者に代わってその権限を行う都道府県知事は、河川法第七章（同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、河川管理者とみなす。（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例）

第五十二条 国土交通大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定の大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら当該特定大規模災害等によつて必要を

生じた次に掲げる事業に係る急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（以下「特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事」という。）を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと併合して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの。

3 國土交通大臣は、前項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わつてその権限を行ふものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合には国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 この条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

6 第二項の規定により都道府県知事に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第五章の規定の適用については、都道府県知事とみなす。

（職員の派遣の要請）

第五十三条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」といいう。）は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、関係行政

第四章 雜則

機関の長又は関係地方行政機関の長に対し、当該関係行政機関又は当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。（職員の派遣のあつせん）

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣の身分取扱い）

第五十五条 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに都道府県知事等及び市町村長等は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員の身分取扱いによるよう努めるものとする。（派遣職員の身分取扱い）

第五十六条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により関係行政機関から派遣された職員の身分取扱いに関する必要な事項は、政令で定める。（財政上の措置等）

当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該特定大規模災害の規模その他の状況を踏まえ、当該特定大規模災害の発生時における国及び地方公共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、当該特定大規模災害かららの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

(政令への委任)

**第五十八条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

**第五十九条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令などで、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

**第五章 罰則**

**第六十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第五項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第三十条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

三 第三十二条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで土地に立ち入り、又は立ち入らせた者

四 第三十二条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

五 第三十二条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第六十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたと

